

## 「裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方

（報酬の段階の簡素化を含む。）」について

議事整理メモ

以下は、座長において、第22回法曹制度検討会における「裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方（報酬の段階の簡素化を含む。）」に関する各委員の意見の内容を、適宜項目別に要約・整理したものである。

（注）第22回検討会においては、司法制度改革推進本部事務局から、司法制度改革審議会意見書、司法制度改革推進計画の内容、司法制度改革審議会における議論の状況、裁判官の報酬の進級制の概要、一般職国家公務員の俸給の進級制の概要、裁判官の報酬の進級制の沿革、公務員制度改革における給与制度改革の動き等についての説明、最高裁判所から、裁判官の報酬の進級制の運用の実情、諸外国の裁判官の報酬制度等についての説明が行われ、その後、質疑、意見交換が行われた。

### 現在の裁判官の報酬の進級制の刻みについて、検討の余地があるとする意見

・（現在の運用の下では）細かい刻みで弊害があるというものではないが、判事補の場合には、3年たてば何ができる、5年たてば何ができる、特例が付けば何ができる、ということがあるので、このこととの絡みで、3年後、5年後、7年後といった刻みを考えることは検討に値するのではないか。また、判事については、今回（の司法制度改革により）、きちんと評価をした上で再任していくことになったので、このような新しい制度とも見合っただけで検討をする必要があるのではないか。（平山委員）

（注）第23回検討会において、平山委員から、参考資料提出の上同様の観点に立つ日本弁護士連合会の司法改革実現本部による裁判官報酬についての研究成果が取りまとめられていることが紹介された。

### 現在の裁判官の報酬の進級制に特に問題はない、進級制自体を議論の対象とすることには意味がない、この問題の検討については公務員制度改革にお

## ける給与制度の改革の議論を踏まえる必要がある、などとする意見

- ・これまでの国会の審議の流れ、特に昭和26年以降の国会の審議の流れや、国家公務員の俸給の刻みの状況、そして裁判官の報酬制度がこれに準じて決められていること、さらにキャリア制度をとっているドイツ、フランス（における裁判官の報酬制度）との比較などの点からみると、（現在の裁判官の報酬の）進級制を変える必要があるとは考えない。また、平成13年の12月に公務員制度改革大綱が出され閣議決定されていることは、今後の問題としては大きな要素だろうと思う。現時点である程度の結論を出したとしても、将来この大綱に基づいて公務員制度が相当変わってくることから、（公務員の俸給の）刻みも変わってくるだろう。これにつれて裁判官の報酬の問題も決まってくるのであるから、公務員制度改革における給与制度の改革に焦点を合わせて検討すべき状況になってくるのではなかろうか。（松尾委員）
- ・段階の数を減らしても、1回1回の（報酬の）上昇率は高くなるのであるから、（意見書の問題意識からみた場合）あまり意味がないのではないか。（岡田委員）
- ・裁判官の報酬の刻みの問題は、気にならない。給与差別というのは時代遅れの話であると思う。（中川委員）
- ・進級制一般については裁判官の職権行使の独立性への影響と関連づけて論じる問題ではないような感じがする。昇給制が裁判官の独立に影響を与えているのではないかという審議会における中坊委員の意見などについては、進級制の実際の運用状況を明らかにして、進級制自体に問題があるわけではないことを説明し、各裁判官の報酬に差が生じる段階において刻みの中にどう位置付けていくかという問題については、人事制度の透明性、公明性を確保することで、社会の納得が得られるのではないか。進級制自体を諸悪の根源のように議論しても仕方がない。（田中委員）

- ・(意見書が指摘している裁判官の職務の)複雑困難、責任の度が、一般の国家公務員と比べれば判然と分類されていないことを全て否定するものではないが、最高裁の説明にもあったとおり、ある一定の時期から以降は、長年の経験とともに職務評価が高められ、地家裁の部総括であるとか、高裁の部総括、さらには地家裁所長といったポストに就き、上位の号俸を受けている。さらに、刻みをどうするかという問題は、国家公務員制度改革と密接に絡んでいるので、この議論を踏まえないと、裁判官報酬の刻みを粗くするかどうかという議論はできないと考える。(佐々木委員)

#### 裁判官の報酬の進級制の運用(21年間の同一処遇)についての意見

- ・20年間給与に差を付けていない点については、裁判官の仕事の特質からそのような運用をしているとはいっても、外部からみていると違和感を感じず。成果主義を採用しているところでは、良い仕事をすれば上がっていくし、平均以下の仕事をしていけば人よりも落ちてくるのが普通の感覚である。どの裁判所に配置されても一生懸命仕事をしているとはいっても、分かりにくい部分がある。(松尾委員)
- ・検察官も準司法官として裁判官とほぼ同様の身分、給与体系を持っている。裁判の仕事も検察の仕事も、新たな製品、顧客、営業を開拓するという民間の仕事や、同じく公務員といっても、政策官庁として新たに政策を立案していく行政省庁の仕事とは、かなり異なる面があり、単なる費用対効果とか業績主義は基本的になじみにくい。さらに、裁判や検察の仕事は、自ら事件を選ぶことができない。受け持った事件に対していかに公平・厳格・適正に対処していくか、という点においては、事件の有名さや大小を問わない。また、全国に人材を確保する必要があり、転勤、異動が多く、単身赴任もする。給与の画一、公平については、頑張ってもさぼっても給与は変わらないから頑張ることはない、というような業種であれば、思い切ったメスを入れるべきであるが、裁判官は皆非常に忙しく、頑張っている。若いときから差を付けていくのはいかがかと思う。20年が長いかどうかであるが、能力や努力の差は次第次第に出てくるが、その評価が定着して

くるには十数年かかるのではないか。より本質的な問題は、それまでの評価が蓄積され、それがきちんと反映されて更に上位号俸に進級していくことであると思う。(太田委員)

- ・民間では、大体35歳を基準にして(年功的な)昇給をストップしている。35歳から45歳くらいまでが働き盛りであり、45歳以降はダウンさせるのが一般的である。この間、業績主義により評価し、年収で3割くらいの差を付けている。20年間というのはちょっと長い。裁判官の場合、20年目ということになると、45歳以上であると思うが、民間の立場からみると、違和感がある。それぞれの職務に精励すべきことは、裁判官でも民間でも変わらないが、人間の能力(の向上)に年齢からくる限界があることは、裁判官でも同じだろうと思う。(中川委員)
- ・裁判官にしる検察官にしる、法律上の係争が絡む問題については経験の蓄積が必要であり、次第次第に熟練していき(的確な)判断ができる(ようになる)という職業なのではないか。最高裁裁判官の定年は70歳であり、普通70歳の人がもらえないような相当高額の報酬をもらっているが、最高裁裁判官にはならないとしても、十分な識見、経験と豊かな人格とを兼ね備えた裁判官が、社会的な正義感、常識に沿った判断をしてくれる、というのが司法のシステムであり、ビジネスとは発想が根本的に異なると思う。(木村委員)
- ・木村委員のように考えたいが、実はイリュージョンではないか。本当に、年齢が高くなればなるほど良い判決を書くのか、良い裁判をするのか、という問題である。(中川委員)
- ・太田委員と大体同様の考え方をしている。35歳で(職能の向上が)ストップするということではなく、積み重ねで良い判決も出ていると思う。最高裁の裁判官は年齢は高いが、我々は最高裁の判断を信頼しており、他の仕事とは違うと思う。(平山委員)

- ・ 21年間も同一処遇というのは長すぎるという感じを持っている。(田中委員)
- ・ 21年間の同一処遇は、担当事件に全力投球し、これを公正・中立に処理するのに資するシステムであると思う。(佐々木委員)

### その他

- ・ 裁判官の報酬制度については、弁護士や検察官との交流を促進するようなものにしてもらいたい。また、今の判事は仕事が忙しく高給であると聞いているが、今後人数を増やしていくことを考えると、人数を増やし国民にとっての裁判の利便性を高めながら、給与については、今の行政職と裁判官の格差を残す必要が本当にあるのか、弁護士の所得も下がってくると思うので、そのあたりも含めて、民間、行政職、弁護士、三にらみぐらいで柔軟に対応できる仕組みを作って欲しい。(奥野委員)
- ・ 昨年、人事院が公務員給与の減額を勧告し、最高裁判所も、今の経済状況を勘案し、裁判官報酬も減額されることを承認したが、重大な問題を含んでいた。イギリスでは、第二次大戦後、公務員の給与を減額したことがあるが、裁判官の給料には手を付けなかった。私は、裁判官の人事評価に当たっては、本日配布された最高裁一般規則制定諮問委員会関係資料の資料4(配布資料3)の別紙「評価項目及び評価の視点」にある3項目のうち、3が最も重要であると考えているが、3に掲げられた点を貫くためには、確固とした経済的な裏付けが必要である。裁判官は、簡易裁判所の裁判官に至るまで、憲法判断を求められる。その際、一切の圧力を排して自己の判断を下すためには、身分保障が不可欠である。(裁判官の報酬を論ずるに当たり)一番大事なのはこの点であり、裁判官の報酬を減額したのは、我が国の議論が浅薄なものになっている証左である。我が国の制度(裁判官の報酬の進級制)は、明治以来のものであるから、我々が数時間議論してもこれを変えるような案は出てこない。やろうと思えば、公務員制度全

体との関係で、別途委員会を設けて徹底的に議論するしかない。そうすれば、裁判官の報酬がどういう意味を持っているのか、国民自身が考えるチャンスを与えることになると思う。(釜田委員)

- ・釜田委員の意見に同感であり、司法の権威や独立性を守るためにかなり高い報酬を支払うことは構わない気がする。(中川委員)
- ・釜田委員の意見は大変大事なことであると思っている。裁判官は、国家制度を最後のところで支えている。我々としては、裁判官に対し、まずきちんとした十分な報酬を支払うべきである。(平山委員)
- ・現行の裁判官報酬制度に関し、とりわけ、判事4号俸から判事3号俸への昇給に関し、透明性、客観性に疑義があるとの指摘がなされているので、制度運用上の問題とは思われるが、透明性、客観性を高める方法はないか。(平山委員)